

令和 8 年度若者向けライフデザイン支援事業業務委託仕様書

1 目的

若い世代の価値観の変化や、多様な考え方などにより、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事といった様々なライフステージにおける選択肢が広がる中、若い世代が、希望をもって将来のライフデザインを描けるよう支援することが重要である。

このため、本事業では、大学生や若手社会人を対象に、結婚や子育てに関する正しい知識の提供や、自身のライフプランの可視化、身近なロールモデルとの交流などを行うライフデザインセミナーを実施することにより、自分らしい人生を選択できるよう後押しするとともに、子育てを前提とした働き方のイメージ定着を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

(2) 委託業務の主な内容

- ① 大学生等を対象としたライフデザインセミナー(以下、「学生向けセミナー」という。)の企画および実施
- ② 県内の若手社会人等を対象としたライフデザインセミナー(以下「社会人向けセミナー」という。)の企画及び実施
- ③ e-ラーニング用コンテンツの作成
- ④ 取組啓発用コンテンツの作成

3 委託業務内容

以下の(1)～(4)を実施することとし、企画内容、講師・有識者等の選定、セミナーの流れや概要、広報・営業、コンテンツ概要、年間スケジュール等を提案のうえ、提案内容をもとに、契約後に県と協議のうえ詳細を決定することとする。

なお、企画にかかる人件費のほか、講師や有識者の人件費、旅費、会場費等、本委託事業の実施にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

(1) 学生向けセミナーの企画および実施

ア. 大学等との調整

- ・大学等への初期的な働きかけは県が行う。受託者は、県から調整依頼のあった大学等について、日程、会場、内容、実施方法、想定人数等の詳細を丁寧に調整することとし、調整記録を作成・共有する。
- ・原則、実施希望日の 4 週間前までに実施可否を確定し、キャンセルや変更が生じた場合は、代替日程・会場の提案を行う。

イ. ロールモデルの募集

- ・ロールモデルを募集するためのチラシを作成し、募集に向けた広報を実施すること。
- ・チラシはA4片面または両面として、ロールモデルの役割や謝金、旅費の支給等、必要な事項を記載し、応募者数獲得につながる内容でデザインを提案することとし、県と協議のうえ決定する。

- ・チラシは 10,000 部を印刷のうえ、県に納品するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。チラシのデザイン作成・印刷・郵送にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。
- ・SNS 広告等、対象世代に届きやすい発信方法や、発信の際の工夫について提案すること。チラシのデザイン作成・印刷・郵送・SNS 等による発信にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。
- ・参加者募集にあたっては、申込フォームを作成するなど、利便性の高い申込方法を設定するとともに募集受付、応募者のとりまとめを行い、県に報告すること。

ウ. セミナーの実施

(ア) 実施校数

15校とする。1 校当たり原則 1 回とするが、学部横断や、より深くライフデザインを学ぶ機会の提供など大学側の強い要望がある場合は県と協議のうえ柔軟に対応することとする。

※各大学等の関連する講義における 1 コマ分を活用し、実施する想定

(イ) 対象者

県内にあるすべての大学・短期大学・高等専門学校・専修学校の学生

(ウ) 実施内容

下記①～⑤のうち、①・②・③・⑤は必須。④は任意(実施校のニーズと時間に応じて選択)とすること。なお、セミナーの実施にあたっては、特定の価値観の押付けやプレッシャーとならず、かつ、結婚をする・しない、子どもを持つ・持たないにかかわらず、多様な生き方を前提とした内容とするよう配慮すること。

① ライフデザインに必要な知識の提供(必須)

- ・提供する内容は(A)共育て等仕事と子育ての両立、(B)マネープラン、(C)プレコンセプションケア、(D)働き方・キャリアプラン、(E)パートナーシップと生活設計 等、結婚や子育てに関して各自がライフデザインを描くうえで必要となる知識とし、各学校のニーズに合わせて選択可能とすること。その際、(A)は必須項目とし、それ以外の任意項目は選択式とすること。
- ・上記(A)～(E)以外にも、ライフデザインに参考となる項目があれば提案すること。

② 自身のライフプランの可視化(必須)

- ・就職、結婚、子どもを持つなどライフイベントのタイミングを中心に、記入・入力することで、自身のライフイベントを可視化できるツールを提案すること。なお、ツールは既存のものでも問題ないが、多様性に配慮し、結婚をしない、子どもを持たないなど、多様な選択が可能なものとする。
- ・ツールについては、県の状況に合わせた内容に改変可能であることや、講義終了後にも閲覧・修正が可能であるなど、ライフプランを作成するうえでより効果的な機能について提案すること。

③ ロールモデルとの交流(必須)

- ・県内で結婚や子育て等を行う多様なロールモデルから、具体的な日々の生活や経済的な視点で話を聞く機会を提供すること。なお、セミナー内での登壇を基本とし、学生側から人生設計について聞きたいことを気軽に質問できる仕掛けを提案すること。

- ・ロールモデルは選定理由等具体的に提案すること。
- ・ロールモデルの選定にあたっては、以下の点を考慮すること。なお、性別は問わない。
職種:会社員、公務員、フリーランス、起業した方 等
働き方:通常勤務、フレックス、フルリモート、育休中 等
家庭:子育て中、既婚の方 等
- ・ロールモデルの募集にあたり、インセンティブとして登壇 1 回あたり 10,000 円の謝金と、実費旅費を支払うこと。なお、謝金・旅費はいずれも委託費に含むこととする。

④ 他者との価値観共有(任意)

- ・イのツール等を活用し、参加学生が自身のライフデザインについて相互に意見交換を行う機会を設けること。その際、個々の価値観の表出を強要することのないよう、配慮ある運営を行うこと。

⑤ アンケートの実施

- ・参加者に対するアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。なお、アンケート項目は事業実績等の指標となるため、必ず委託者と協議すること。
- ・アンケートについては紙媒体の配布に限らず、ウェブによる実施等も含めて、参加者がより回答しやすい方法を委託者と調整すること。

(工) 実施方法

- ・原則対面形式で実施すること。なお、各回 90 分以上、定員 50 名を基本とする。また、大学等側の希望等、やむを得ない場合はオンライン形式でも実施可とする。
- ・参加費は無料とすること。

(2) 社会人向けセミナーの企画及び実施

ア. 企業との事前調整・広報

- ・実施企業を募集するためのチラシを作成し、募集に向けた広報を実施すること。
- ・チラシは A4 片面または両面として、社会人向けセミナーの案内にかかる事項を記載し、参加者獲得につながる内容でデザインを提案することとし、県と協議の上決定する。
- ・チラシは 3,000 部を印刷の上、県が指定する宛先(みえのイクボス同盟加盟企業等約 800 カ所)に送付するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。
- ・SNS 広告や新聞広告、テレビ CM 等、対象者に届きやすい発信方法や、発信の際の工夫について提案すること。なお、チラシのデザイン作成・印刷・郵送・発信にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。
- ・参加企業の募集にあたっては、申込フォームを作成するなど、利便性の高い申込方法を設定するとともに募集受付、企業側との調整を行い、県に報告すること。

イ. セミナーの実施

(ア)実施回数

15回とする。企業の規模によっては商工会議所等で合同開催する等、より多くの企業が受講できるよう工夫すること。

(イ)対象者

県内企業に勤める 10 代から 30 代までの若手社会人

(ウ)実施内容

下記①～⑤のうち、①・②・③・⑤は必須。④は任意(実施企業のニーズと時間に応じて選択)とすること。なお、セミナーの実施にあたっては、特定の価値観の押付けやプレッシャーとならず、かつ、結婚をする・しない、子どもを持つ・持たないにかかわらず、多様な生き方を前提とした内容とするよう配慮すること。

① ライフデザインに必要な知識の提供

- ・提供する内容は(A)共育て等仕事と子育ての両立、(B)マネープラン、(C)プレコンセプションケア、(D)働き方・キャリアプラン、(E)結婚生活 等、結婚や子育てに関して各自がライフデザインを描くうえで必要となる知識とし、各学校のニーズに合わせて選択可能とすること。その際、(A)は必須項目とし、それ以外の任意項目は選択式とすること。
- ・上記(A)～(E)以外にも、ライフデザインに参考となる項目があれば提案すること。

② 自身のライフプランの可視化

- ・就職、結婚、子どもを持つなどライフイベントのタイミングを中心に、記入・入力することで、自身のライフイベントを可視化できるツールを提案すること。なお、ツールは既存のものでも問題ないが、多様性に配慮し、結婚をしない、子どもを持たないなど、多様な選択が可能なものとする。
- ・ツールについては、県の状況に合わせた内容に改変可能であることや、講義終了後にも閲覧・修正が可能であるなど、ライフプランを作成するうえでより効果的な機能について提案すること。

③ ロールモデルとの交流

- ・県内で結婚や子育て等を行う多様なロールモデルから、具体的な日々の生活や経済的な視点で話を聞く機会を提供すること。なお、セミナー内での登壇を基本とし、学生側から人生設計について聞きたいことを気軽に質問できる仕掛けを提案すること。
- ・ロールモデルは選定理由等具体的に提案すること。
- ・ロールモデルの選定にあたっては、以下の点を考慮すること。なお、性別は問わない。
職種:県内の会社員、公務員、フリーランス、起業した方 等
働き方:通常勤務、フレックス、フルリモート、育休中 等
家庭:子育て中、既婚の方 等
- ・ロールモデルの募集にあたり、インセンティブとして登壇 1 回あたり10,000 円の謝金と、実費旅費を支払うこと。なお、謝金・旅費はいずれも委託費に含むこととする。

④ 他者との価値観共有

- ・このツールなどを活用し、参加者同士でディスカッションする時間を設けること。

⑤ アンケートの実施

- ・参加者に対するアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。なお、アンケート項目は事業実績等の指標となるため、必ず委託者と協議すること。
- ・アンケートについては紙媒体の配布に限らず、ウェブによる実施等も含めて、参加者がより回答しやすい方法を委託者と調整すること。

(エ) 実施方法

- ・原則対面形式で実施すること。なお、各回 90 分以上、定員 20 名を基本とする。また、企業側の希望等、やむを得ない場合はオンライン形式でも実施可とする。
- ・参加費は無料とすること。
- ・参加者を募集するための効率的かつ効果的な広報活動について、提案すること。

(3) e-ラーニング用コンテンツの制作

ア. 業務の概要

- ・独身者や、結婚を控えた方、結婚したばかりの方が、ライフデザインに必要な知識・情報を学び、ライフプランの作成につながる動画や配付資料等のコンテンツを制作すること。
 - ・作成した動画・配布資料は、県 HP 上に掲載を想定している。
 - ・本コンテンツ視聴後に、内容の理解度等に関する効果測定を実施することを想定しているため、コンテンツを視聴したかどうかや、内容の習熟度を効果的に図るための工夫について提案すること。
- ※視聴したかどうかの判定については、効果測定仕組みにより基準点を満たす方を視聴したとみなすことを想定しており、コンテンツ自体に「視聴したかどうかを確認する機能」を付加する必要はない。
- ・多言語対応したコンテンツであることが望ましい。

イ. 制作する e-ラーニング用コンテンツについて

① コンテンツの内容

- ・若者が視聴した際に、結婚感や将来設計を具体的に考える機会及び結婚生活を含む将来への不安に応える学びの機会につながる内容とすること。
- ・(1)③ウのロールモデルによる具体的な日々の生活や経済的な視点で説明するパートを設けること。
- ・特定の考え方や価値観、ライフスタイルを押し付けることの無いよう配慮するとともに、特定の企業や商品の宣伝につながる内容にならないよう配慮すること。
- ・コンテンツ作成に係る作業(原稿、校正、デザイン・レイアウト 等)にあたっては、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・コンテンツ作成にあたっては、ウェブページでの公開等を考慮し、肖像権について、出演者の了承を必ず得ること。

② 対象者

三重県内の 10 代から 30 代とするが、他の閲覧・視聴を制限するものではない。

③ 形式

【動画】

- ・動画は 60 分以内にまとめること。また、パートごとに分割した形で納品すること。
- ・mp4形式で納品すること。

【配布資料】

- ・Microsoft Word、Excel、Powerpoint のいずれかの形式で納品すること。
- ・ページ数等についてはA4サイズで最大 10 ページほどとし、委託者と協議の上決定すること。

(4) 取組啓発用コンテンツの制作

① 業務の概要

- ・本事業の内容や目的、提供する知識等について広く波及させるため、県の HP 上に掲載するためのコンテンツを制作すること。
- ・コンテンツの形式は、動画、アニメーション等より多くの若者に興味・関心を与え、閲覧してもらえよう工夫した形式とすること。

② コンテンツの内容

- ・若者が視聴した際に、結婚感や将来設計を具体的に考える機会及び結婚生活を含む将来への不安に応える学びの機会につながる内容とすること。
- ・(1)③ウのロールモデルによる具体的な日々の生活や経済的な視点で説明するパートを設けること。
- ・特定の考え方や価値観、ライフスタイルを押し付けることの無いよう配慮するとともに、特定の企業や商品の宣伝につながる内容にならないよう配慮すること。
- ・コンテンツ作成に係る作業(原稿、校正、デザイン・レイアウト等)にあたっては、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・コンテンツ作成にあたっては、ウェブページでの公開等を考慮し、肖像権について、出演者の了承を必ず得ること。

③ 対象者

三重県内の 10 代から 30 代とするが、他の閲覧・視聴を制限するものではない。

④ 形式

- ・SNS での発信を想定し、ショート動画(1 分、30 秒、15 秒の 3 パターンを想定)として編集を行うこと。
- ・mp4形式で納品すること。

4 契約条件

(1) 委託業務名 令和8年度若者向けライフデザイン支援事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他

(4) 成果品

① 想定スケジュール表

② ロールモデル募集用チラシ(印刷物・デジタルデータ) ※印刷部数:10,000 部

③ 社会人向けセミナー用チラシ(印刷物・デジタルデータ) ※印刷部数:3,000 部

④ セミナー実施報告書(開催日程・会場、参加者数、内容、配布資料、広報手法を含む)

⑤ 参加者アンケート集計結果(回別及び全体)

⑥ e-ラーニング用及び取組啓発用コンテンツ作成経過報告書(③と同一書式への記載も可)

⑦ e-ラーニング用動画・配布資料データ一式

⑧ 取組啓発用コンテンツデータ一式

⑨ 経費内訳書

⑩ その他、成果品として認められるもの

(5) 納入期限

(4)① 本契約締結日から 2 週間以内

- (4)②・③ 令和8年5月29日(金)まで
- (4)④～⑩ 令和9年3月19日(金)まで
- (6) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は、書面の場合は本契約書2通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2)受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約 から
の暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落
札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合につ
いて、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の
対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法
律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサル
デザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権
法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務
の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果
品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に
関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事
項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第5
0条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若
しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法
に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協
議のうえ、決定することとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当:北出

Tel:059-224-2404 FAX:059-224-2270

E-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp